

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第128号

令和7年2月28日

卒業期の学校における暴力事件等の少年非行防止対策の推進について（通達）

毎年、学校（小学校、中学校及び高等学校をいう。以下同じ）における卒業式が行われる時期（以下「卒業期」という。）は、卒業予定の在校生や当該学校を卒業した者（以下「卒業生等」という。）が関係する暴力事件等、様々な非行の発生が危惧されるところであり、警察としては、少年非行の防止の観点から事前対策を講じる必要がある。

各警察署にあっては、下記の要領に基づき、事案発生情報等の問題兆候の把握に努めるとともに、事案の発生を防止する上で必要な対策を講じるなど、少年非行防止対策を推進されたい。

記

1 問題兆候等の事前把握

各警察署においては、管内の教育委員会や学校と連携し、卒業式の日程や問題兆候等の事前把握に努めること。

また、少年警察ボランティアにあっては、学校担当制に基づき、各ボランティアごとに割り振られた中学校があることから、少年警察ボランティアを通じた情報収集にも配意すること。

なお、スクールサポーターが配置されている警察署にあっては、スクールサポーターを有効活用するなど、効果的に把握すること。

2 事案発生の防止対策

学校から警察に対する警戒の要請があった場合その他卒業式の開催日における暴力事件等の発生のおそれが高いと認められる場合は、必要性を吟味の上、警戒活動を実施するなど、必要な対策を講じること。

なお、警戒の実施に当たっては、少年警察部門にとどまらず、地域警察部門との連携を密にするとともに、警察官の校内待機、学校周辺のパトロールといった直接的な警戒の他、状況に応じて通報要領等についての助言指導や署員への周知徹底を行うなど効果的に実施すること。

また、PTAや少年警察ボランティア等、警察以外の機関・団体との協働による警戒活動が効果的と認められる場合は、学校に対し、それらの機関・団体への依頼を行うよう助言すること。

3 事件発生時の措置

警戒の有無にかかわらず、卒業生等が関与する暴力事件等が発生したときは、事案の内容に応じ、適切な措置を講じること。

また、事件関係生徒の捜査に当たっては、進学、就職等の時期であることから、できる限り迅速に行うこと。

なお、社会的反響が大きいと思料される事件が発生した場合は、生活安全企画課企画指導係に速報するとともに、発生した事件が、校内暴力事件（対教師又は

生徒間暴力事件若しくは学校施設、備品等に対する損壊事件)である場合は、定期報告における対象となっているので、誤りのないようにされたい。